

令和2年度第5回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年8月21日(金)午前9時30分～午前11時10分

2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名:推進委員6名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、恒富 竹司、
徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)

河村 吉人、田戸 洋志

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・岩本

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之 委員 及び 恒富 竹司 委員
をお願いいたします。

まず、農地法第3条に係る議案について審議を行います。

農地法第3条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、大内氷上四丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は38アールとなります。

議案第2号、宮野上、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は141アールとなります。

議案第3号、吉田、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は38アールとなります。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は38アールとなります。

議案第5号、秋穂東、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は234アールとなります。

議案第6号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は9,876アールとなります。

議案第7号、小郡下郷、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は116アールとなります。

議案第8号、阿知須は取り下げられました。

議案第9号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は143アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、農地法に定められた、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

議案第8号は取り下げ。あとは問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、取り下げられた議案第8号を除いて一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今採決しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。

続きまして、農地法第4条に係る議案について審議を行います。

農地法第4条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に農家住宅を建設するものです。

議案第11号、三の宮一丁目、用途地域内にある第3種農地で共同住宅の敷地を拡張するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今採決しました農地法第4条に係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。

続きまして、農地法第5条に係る議案について審議を行います。

農地法第5条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第12号、下小鯖、用途地域内にある第3種農地に貸資材置場を整備するものです。

議案第13号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で駐車場の敷地を拡張するものです。

議案第14号、桜畠六丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第15号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第16号、宮野下、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第17号、三の宮一丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、平井、用途地域内にある第3種農地に共同住宅を建設するものです。

議案第19号、今井町、用途地域内にある第3種農地で事業所用地を分譲するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、矢原、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に建売住宅を建設するものです。

議案第21号、朝田、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、陶、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、秋穂東、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第24号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、佐山、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

なお、申請地は平成2年10月頃に農地法の許可を得ることなく造成されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第26号、佐山、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、佐山、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に公衆用道路を整備するものです。

議案第28号、阿知須、農用地区域内の用途区分が変更された農地を農業用施設用地として利用するものです。

この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第29号、徳地堀、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、阿東生雲東分、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、阿東地福下、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

22号議案においては、地区協議会において45分の長きにわたって協議を行った案件ですので、その経緯、及びその後の対応について報告をさせていただきたいと思います。

位置図の24ページを御覧ください。この地区は真ん中に市道が通っており、その東側に田が広がり、田んぼはよく耕作、手入れがされている地域です。

申請地は、周辺と比べて低く、くぼんだ場所になりますので、太陽光発電に適しているのかはよく分かりません。

周辺の農地はきれいに整備され、申請地も耕作こそされておりませんが、自己保全管理はされています。

現地調査の際に隣接農地の耕作者の話を聞く機会がありましたが、ここは谷になっているので、排水路が必要だというご意見をいただきました。大雨の時には雨が市道から流れてきて申請地に入るということです。現在は田なので時間をかけて下の方の水路に出てくるけれども、太陽光発電設備が設置された際にどういう流れ方をするのかという心配をされていました。太陽光発電設備については、設置するという話は聞いたけれども詳しいことは聞いていないということでした。

その上で改めて申請書類を見直したところ、事業計画書には関係する道路、水路等の管理者について承諾済みと書かれています。現地調査でお会いした方はその地域の環境保全に尽力されている方ですので、その方が詳しい話を聞いていなければ、実際には承諾済みではないのではないかと感じました。そのことが許可要件になってもならなくても、書類に書いてある内容が間違っているのはいかがという議論をしました。また、設備認定通知書を見ますと、事業者は現在の譲受人とは別の方で、それが現在の譲受人になったいきさつというのが全く分からない。添付書類の中には再生可能エネルギー電子申請の変更申請登録というインターネット申請画面のコピーがついておりましたが、その中で事業者を現在の譲受人に変更するという記載があるが、その書類だ

けでは実際に申請したかどうかとも分からない。これを提出したのは行政書士だということですが、行政書士の方は慣れているからこういうことをされるのかもしれませんが、ずいぶん荒っぽい書類の提出だと思います。それで、世の中の仕組みがどうなっているのかは私も分かりませんが、申請が通ってしまえば物事が進んでいくのかと議論もしました。

地区協議会の議論の中では農地を守ってきた地域の歴史というものもあり、地区の歴史を伝える必要もあるという貴重なご意見も出ました。

結果として、現地調査だけでは判断しかねるということで、申請者と隣接耕作者との話し合いの場を設けていただき、お互いの了解が取ればよいという結論に至りました。そのあと事務局から行政書士に話して、施工業者と隣接耕作者の話はできたようです。

申請地のそばは水路が整備されていますが、下流で溢れることもあったようです。それは今回の申請とは別に考えるべきとのことで、市の制度を使って改善されればよいのかと思います。

隣接耕作者からは、申請地の西側に水路が必要だという意見も伺っています。このことについては、行政書士の方も施工業者に提案しているという話がありました。22号議案の報告については、以上です。補足の必要があれば事務局で補足をしていただければと思います。

23号議案については問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第5条に係る議案については、川東地区の議案第22号につきましては川東地区委員さんから盛大な説明と、現地確認等においての状況が報告されましたけれども、先ほど川東地区委員さんから報告がありましたとおり、地区協議会の審議を経て総会に提出されております。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。議案第22号について川東地区の農業委員さんの補足説明がありましたらお願いします。

事務局

事務局から先ほどの議案第22号について補足説明をさせていただきます。

川東地区委員さんが隣接耕作者さんと水路について話されたということと、太陽光の設備認定の件、水路の管理者の承諾、同意の件がありました。同意につきましては、一律にとるべきではない旨の国の通知が出ており、それにしたがって事務を行っております。設備認定の変更ににつきましては、実際に申請したかどうか分からないということでしたので、すぐに申請状況がわかるものを追加提出していただきました。これは申請中のもので良いという取り扱いになっております。それと、水路に関しまして、地元の方と施工業者さんとの話し合いですね。施工業者さんが盆明けすぐに話に行かれたみたいです。まだ、じっくりとはお話をされていませんが、施工に際して防草シートは敷きますが、雨が降った時に極端に流量が増えるかというところというわけではないということです。しかしながら、御意見を受けて、防草シートを浸透性の高いものに替えると業者さんから説明されたようです。下流の水路が狭くなっていて溢れることがあるということでしたので、水路の改修について、法定外公共物の改修補助事業というのが市の方でございますので、そちらを御案内しました。現地の状況を伺った感じでは、この転用が悪いというよりも、地域全体、下流の水路の問題があったようですので、こういった御案内をしたところです。

補足説明につきましては以上です。

川東地区委員

西側の水路を勧めるという話はどうになりましたか。

事務局

御指摘の点ですが、位置図の24ページ、申請地の西側に市道があつて、田があつて、かなり高い法面があつてから申請地があるという形になっています。先ほどもお話したように、もともと地区内の排水が悪い状況でしたので、地元の水路を管理されている方が、申請地内に水路を設置してほしいと言われていたということです。それで、法面のすぐ下、申請地の中の南西部分、北西から南に向かって若干カーブしながら斜めの線が入っていますが、この部分に水路を入れてほしいという話をされたようです。行政書士さんも現地を見てぬかるんでいたもので、こういった水路が必要なんじゃないでしょうかという提案を施工業者の方にはしていると聞いております。

以上です。

議長

事務局、川東地区委員さんから説明ありましたが、川東地区の農業委員さんから何かございますか。

A委員

いえ、私からは特にありません。

議長

はい。他の委員さんから何か御質問等や意見等がありますか。

B委員

色々と説明がありましたけど、地区協では OK ということですか？

A委員

川東地区委員さんから、周囲の環境に対して懸念があるということでした

が、事務局から連絡をして、周辺の農業者との意思確認の上でやるということです。

B委員

結論は出てないってこと？

事務局

事業者が地元の方に御説明し、了解を得られたら良いということで地区協会は終わりました。その後、施工業者さんが説明に行かれたという次第です。

B委員

で、了解はついたの？

事務局

御説明をして、施工までに詳細を詰めたいということでした。現時点で1回しか話せていないので、すぐに良いよと言われたわけではありませんが、着工までに話し合いを重ねれば良いということでした。

B委員

総会で通ったら、もう通ったからということで、そのまま事業を実施するという可能性もあるということ？

事務局

総会で通って許可を出した場合、他の議案でもそうですが、例えば建物が建つ場合など何をやっても良いかというと、そういうわけではございません。建物を建てると近所の方に説明に行かれたりすると思います。そういったことは総会で審議というよりも、民民でやっていただくべきところかと思います。

A委員

申請地はずいぶん前から耕作をしていない。果樹を植えられたりもされて

います。地図で見るとよく分からないですが、現地を見ると窪地で、誰も耕作されるような農地ではない。今、一番問題になっておるのが、周辺を耕作されておられる方、その方のために川東地区委員さんが発言しておられます。農業委員会として、水路の問題について徹底的にやるかどうかという、そこまでやる必要はないと考えております。川東地区委員さんとしては徹底的にやる必要があると考えられているので、やられるのもいいのではないかと思います。しかし、もともと水路が溢れるような、周辺で一番低いところですから大雨が降ったらここにみんな溜まる場所です。そこまで農業委員会が立ち入ってやるかという、地元の人が、当事者同士が話し合えば良いことです。施工業者も、もし問題があれば言ってくださいと名刺を持って謝りにこられたと言われたから、それでいいだろうということで今に至ったわけです。私は、転用するにあたって、周囲の農地に対して重大な障害があるとは考えておりません。

B委員

状況は分かりました。ありがとうございました。

議長

他の委員さんから、何か御質問なり御意見ありますか。

事務局にお尋ねしますが、同意書が出てくるという確約があるんですか？

事務局

同意書はいただきません。ちゃんと話し合いをしてから進めてくださいとお願いしております。その上でまだ1回しかお話できていないので、まだ双方了解いただくところまではいっておりませんが、今後も協議を進めていきますとお約束いただいています。本総会で必要ということでしたら、同意書を取るのには妥当とは思えませんので、申請者さんに、ちゃんと話し合いをされる旨の誓約書の提出をお願いしてみます。その前提で採決していただければと思います。

議長

今、事務局から説明がありましたように、誓約書のようなものをご提出いただくということでしたら、川東地区委員さんは納得されますか。

川東地区委員

隣接耕作者は、許可が出た際に話し合いのないまま着工されることを心配されていまして、話し合いの場を持つという確約があれば、地区協議会の各委員さんにも御理解いただけます。この隣接耕作者さんは絶対に反対だと言われているわけではなくて、地元をよりよくするために話し合いが必要だと言われています。そういうことですので、話し合いを続けられれば良い案も出てくるでしょうから問題ないと思います。

議長

では、事務局で誓約書のようなものをとられる方向で進めていただきたいと思います。

事務局

はい。では、採決後、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後の許可となりますが、それまでに、誓約書をいただこうと思います。提出後許可という前提での採決ということによろしいでしょうか。

議長

事務局から説明がありましたように、ネットワーク機構の意見聴取がございます。通常、そこで問題なければ最終的に許可となるわけですが、それまでにまあ誓約書のようなものをいただくということで、みなさんの御判断をいただきたいと思います。これに関して、何か問題があれば御意見をお願いします。

A委員

普段は同意書をとってないがどうするか。

事務局

おっしゃるとおり、一律に同意書をとってはいけないことになっていますので、着工までに話をしますよという誓約書をお願いしようと思います。ただ、先ほどA委員さんもおっしゃったように、本来、農業委員会でそこまでするべきかというところもありますので、お願いにはなると思います。

A委員

それは法定外と関係あるの？

事務局

法定外の方ではなく、地元の方に説明しますという内容ですね。そこまで必要ないでしょうか。A委員さんがおっしゃるように、元々水が溜まるような場所で転用して状況が変わるわけではないということでしたら。

A委員

そこは私の地元でもありますし、前例を作ることになるから、慎重にやってもらいたい。どういう誓約書を作るのかよく考えてもらわないと困る。これまでと全く状況が変わるのであれば、例えば牧場ができるとか、下水に油が混ざるとかがあれば問題だと思いますが、以前は関係者全員の印鑑をもらっていましたが今は違うし、今回の転用をしたから排水が急激に増えるのかという地形的に考えても一番低い場所なので元々のものだと思うので内容は慎重に検討してほしい。前例を作ること簡単にやっていいのかと考えます。

川東地区委員

川東地区協議会においては、この議案第22号についてお話したのは、申請者、施工業者と隣接耕作者で話し合いをする機会を作って、その中で折り合えば良いですねということです。ただ、そうなくとも、話し合いの機会ができましたので、今後も話し合いを継続されるということが地区協議会で説明ができれば、誓約書とまでいかななくてもいいかと思います。隣接耕作者も今まで地域のためにやってこられましたので、反対するとかではなく、地域にあった

良い方法で進めてもらえればいいと思います。

C委員

会長、良いですか。

議長

はい。C委員さん。

C委員

結論がまだ出ていないということですけれども、地区協議会としては通したということでしょうか？

事務局

地区協議会としては、結論が出ていないというよりも、申請者から地元に御説明できれば良いという条件付きで結論が出たということです。ただ、御説明されて、まだ了解を得られてないことを川東地区委員さんが気にしてらっしゃいます。

C委員

今、ずっと聞いておりましたが、地区協議会で結論が出ていないということであれば、ここで審議することじゃないなと思いました。それと、A委員さんもおっしゃったけども、前例をあまり作ってはいけなんでしょうし、今おっしゃった約束がしっかりできれば良いということですから、しっかり約束してやったかどうかですね。

事務局

はい。ありがとうございます。あのA委員さん、C委員さんからの御意見がございましたが、先ほどからお話しているように、過大な負担を申請者に求めてはいけませんので、書類をいただくのではなく、私がちゃんと話し合いをされているのを確認させていただいて、次回の地区協議会で報告させていただ

くという形をとりたいと思います。

D委員

となると、これは、面倒くさいからもうやめたいということもありうるということですね。

事務局

そうですね。可能性はあるかとは思いますが。

D委員

5条だったらありえますよね。こんなに面倒くさいなら、転用なんてやめてしまおうと。

そして、僕が聞きたいのは川東地区委員さんばかりじゃなくて、川東の農業委員の意見はどうなんですか。陶のことだからA委員が説明すればいいということではないでしょう。川東地区委員は推進委員で議決権があるわけではなく、責任はあくまでも農業委員にありますから。皆さんから、こうしようじゃないかという意見はないんですか？

事務局

地区協議会ではですね、先ほど川東地区委員さんもおっしゃったように、これ1件で1時間弱お話をしまして、その中で各農業委員さんの御意見もいただきました。その上で、確約が取れた方が良くはないかという結論に至りました。御意見は地区協議会で全ていただいて、結果、先ほどの御説明になりました。

D委員

じゃあ、問題ないのではないですか。

議長

では、事務局の方で、ネットワーク機構の意見聴取までに申請者と話してい

ただいて、川東地区委員さんや地区の委員さんが納得されるようにしていただきたいと思います。

A委員

私が思うに、現地調査票を事前に提出して、地区担当の推進委員と農業委員の意見を前もって求めて、それで問題がなければ地区協議会の資料を送付すれば問題なかったんです。だけど、現地調査票を地区協議会に持って来て、その前に資料ができています。それで、川東地区委員さんは自分の納得がいくまでやりたいから、署名していない現地調査票を持って来て、地区協議会の場でもう一度確認するとか言われるのでこういうことになった。それから、総会までにいろいろ考えてやりましょうっていうから、今日のこの状況になった。

だから、今後、事務局は前もって担当の推進委員と農業委員に、「了解しました」「問題ありません」という確認を取って、その上で地区協議会の資料を作れば、こんなことにならない。今度から、そうしてください。

議長

お尋ねしますが、地区協議会の前に農業委員さんと推進委員さんで、現地調査やられるでしょう。

A委員

やりましたよ。それを事務局がちゃんと確認を取って資料を作らないといけないんじゃないの。

議長

事務局はそれを確認して作るのではないですか？現地調査なら地区協議会の前にやるはずですから。

事務局

はい。そうですね。事務局は、申請が出たら審議は絶対にしないといけませんので、申請をもとに議案を作っております。地区協議会では現地調査をした

結果などをお話していただいた上で審議しております。

A委員

結果は当日聞いたんじゃないの？当日結果を聞いたからこうなったのでは？

事務局

そうですね。通常、地区協議会で現地調査の結果を伺っておりますが、それまでに委員さんから御意見がありましたら、その時点で対応させていただいております。今回、もっと早く対応した方がよかったということですね。

A委員

川東地区委員さん、地区協議会が終わってから現地に行ったんでしょう。

川東地区委員

地区業議会が終わってから行ってはおりません。

A委員

問題があるって言ったの？そのまま地区協議会に持って来たからこうなったんじゃないの？川東地区委員さんは現地調査票を出しましたか？

川東地区委員

出していません。

A委員

だから、こうなったんじゃないですか。そこで問題発言するから。だから、事前に事務局に問題があるって確認しないといけないんじゃないの。

川東地区委員

それは報告しています。

A委員

現地調査票に署名はしたの？

川東地区委員

まだしてないです。

A委員

なんで署名してないんですか？問題があって地区協議会でかたがつくならいいんですが。

川東地区委員

事務局への連絡について、1つは、書類の中で、事業者変更のいきさつが分からない、また、変更申請の書類はこれでいいのかということを尋ねました。そこで、申請者から確認書類をもらって、現地調査に行っています。

その後、被害防除計画の再確認のため、水路を見に行きました。その際に隣接耕作者と話す機会がありました。それから地区協議会を経て、申請者と隣接耕作者とで話し合いの場を設けてもらったということで、そのまま御説明したまでです。

それで、一度話し合いの場を設けられたということで、今後も話し合いが継続されるというのが妥協点かと思います。

この総会で農業委員さんが「可」とされれば、次回の川東地区協議会でその旨報告できます。

議長

話し合いの継続については、事務局の方で尽力していただきたいと思います。申請があった以上は審議しなくてはなりませんので、その旨指導していただくということで審議したいと思います。

現地調査については、早めに行って、何かあったら都度、事務局に御連絡いただきたいと思います。

川東地区委員

今回のことについて言えば、当初から事務局の方には逐一注文はつけさせていただきましたし、状況は報告させていただきました。そういう状況でやっております。

また、座長というのは、地区協議会の議事を進めるにあたって責任があると考えておりますけれども、総会に出席する必要がないのであれば、座長の出席はいたしません。

C委員

川東地区委員さんがおっしゃるように推進委員には、議決権はありませんが発言権はありますので、そのへんは遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っています。

川東地区委員

そのつもりでやらせていただきますので、いろんな点は御指摘いただいて、謙虚な気持ちで進めていきたいと思っています。

A委員

最後に一つ、採決を取らないといけないということですが、私は農業委員として状況を判断した限りでは、許可を出しても差し支えはないと思います。それで、あえて反対もしませんし、川東地区委員さんも非常に真面目な方で、あの、頭脳も明晰で熱心にやられているので、口出しはしないでおこうと思っておりました。はじめての座長職ですので、勉強のためにやられればいとも思っております。

議長

今日は地区協議会からの意見も出しましたが、これも一つの勉強だと思っております。だから、地区は地区で勉強していただきたいし、また他の地区の皆さんはこういうこともあるんだということを、思っていただければと思います。

す。

そして、もう一つ言えるのは、総会に出てくる議案は全く同じものはありません。地区が変わって本事業のような案件が再び出るということはまずないです。そういうことで良い勉強の機会だと思って、皆さん長時間にわたりまして御審議いただきましたけれども、また明日からの委員の活動の糧にしていきたいと思います。

以上で、他の地区の問題はなかったようですし、時間も経過しましたので、農地法第5条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今採決しました農地法第5条に係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。

今回は、農用地利用集積計画の審議、及び農用地利用配分計画に対する意見聴取はございません。

続きまして、現況証明について審議を行います。

現況証明に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図33ページを御覧ください。

議案第32号から議案第35号について、一括で説明いたします。

中央地区3件、川東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

このうち、3件については昭和45年10月以降で20年以上を経過しており、また、1件については荒廃で10年を経過しておりますので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

以上、令和2年度第5回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年8月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員

署名委員

記 録 者